



島根県報

平成29年6月27日（火）

第2,915号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任 (情報政策課) 2

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地域福祉課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 3

自立支援医療機関の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 3

自立支援医療機関の名称の変更

高度公益機能森林の区域の変更 (森林整備課) 4

解除予定保安林 (") 4

【選管公表】

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表 5

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

租税特別措置法の改正に伴う引用する条項の整理（別表第2・別表第3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2(2)及び別表第3備考2(2)中「第24項」を「第25項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第355号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月20日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（以下「関連事務」という。）を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委任することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

なお、当該委任は、本県に設置されている執行機関から機構への関連事務の委任も含むものである。

平成29年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
(株)フレアス 代表 取締役 澤登 拓	フレアス在宅マッサー ジ松江	あん摩マッサージ指圧	島根県松江市学園二丁 目16-23 久保田ビル	平成29年4月3日

		2 F	
--	--	-----	--

島根県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成29年 6 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
安来中央薬局	安来市今津町670-3	育成医療 更生医療	平成29年 5 月 1 日
株式会社山藤薬局黒川支店	浜田市黒川町210	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 5 月 1 日

島根県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年 6 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
大輪町薬局	松江市大輪町392-44	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 5 月 1 日
ファーマシィ薬局益田センター	益田市乙吉町イ103-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
おれんじ薬局	松江市上乃木九丁目1647番3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日

島根県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成29年 6 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地		

変 更 前	変 更 後			
ファーマシィひかわ薬局	ファーマシィ薬局ひかわ	出雲市斐川町直江4897-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィきりん薬局	ファーマシィ薬局きりん	出雲市国富町833-12	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィすこやか薬局	ファーマシィ薬局すこやか	出雲市塩冶町1539-60	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィまごころ薬局	ファーマシィ薬局まごころ	出雲市武志町733-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィくにびき薬局	ファーマシィ薬局くにびき	出雲市今市町2078	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィさかえ薬局	ファーマシィ薬局さかえ	大田市仁摩町仁万562-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィ花のさと薬局	ファーマシィ薬局花のさと	出雲市下古志町1125-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日
ファーマシィ出雲中央薬局	ファーマシィ薬局出雲中央	出雲市姫原四丁目10-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 6 月 1 日

島根県告示第360号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定により指定した高度公益機能森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については、登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び西部農林振興センター並びに大田市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第361号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那2893-32

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県益田市第四支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成28年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の別表1中

大畑建設(株)	480,000	益田市	を
---------	---------	-----	---

大畑建設(株)	535,000	益田市	に、
---------	---------	-----	----

(株)大建コンサルタント	240,000	益田市	を
--------------	---------	-----	---

(株)大建コンサルタント	295,000	益田市	に、
--------------	---------	-----	----

(株)丸田	200,000	益田市	を
けやき会	500,000	益田市	
建鉄工業(株)	100,000	益田市	

(株)丸田	200,000	益田市	に、
建鉄工業(株)	100,000	益田市	

中国道路(株)	240,000	益田市	を
---------	---------	-----	---

中国道路(株)	295,000	益田市	に、
---------	---------	-----	----

」

「

益田興産(株)	240,000	益田市
---------	---------	-----

を

」

「

益田興産(株)	295,000	益田市
---------	---------	-----

に、

」

「

宮田建設工業(有)益田支店	100,000	益田市
---------------	---------	-----

を

」

「

宮田建設工業(有)益田支店	100,000	益田市
(株)桐田組	55,000	益田市
(株)野村組	55,000	益田市
(株)マシノ	55,000	益田市
西行建設(株)	60,000	益田市
前田建設(有)益田営業所	55,000	益田市

に改める。

」